

法律の分野を経済学のツールを用いて分析する。法と経済学」に対する関心が高まっている。日本では従来、法学と経済学のすみ分けが重視されてきたが、相互交流の進展によって法的議論の内容が明確化され、より適正な法制度の構築につながることを期待されている。

### 「事前の設計」 法学でも必要

「法と経済学」は、米  
国では半世紀近くの研究  
史を持つ。当初は、法規制  
の緩和を主目的とする保  
守イデオロギーの性格が  
顕著であったものの、多  
様な議論の蓄積を経て  
現在では、より価値中立  
的な法の社会科学的分析  
として位置づけられ、法  
学全体に強い影響力を及  
ぼしている。この結果、  
米国の主要なロースクー  
ルでは、経済学者が学生  
に「法と経済学」の専門的  
トレーニングを実施するこ  
とが常識となっている。  
日本では、このような  
連携努力は立ち遅れてい  
るが、近年、徐々に活況  
を呈し、定  
期借家権の  
導入や解雇  
法制の改革などは、法  
律家と経済学者の率直な  
意見交換がなされて、法  
政策形成に大きな影響を  
与えた。このように「法  
と経済学」の進展は社会  
貢献の観点からも、大変  
重要である。  
本稿では、「法と経済  
学」とは何か、またその  
意義を考察するため、「法  
と経済学」に批判的な意  
見について検討したい。



# 交流深め論議明確化

## 法と経済学

「法と経済学」は、米  
国では半世紀近くの研究  
史を持つ。当初は、法規制  
の緩和を主目的とする保  
守イデオロギーの性格が  
顕著であったものの、多  
様な議論の蓄積を経て  
現在では、より価値中立  
的な法の社会科学的分析  
として位置づけられ、法  
学全体に強い影響力を及  
ぼしている。この結果、  
米国の主要なロースクー  
ルでは、経済学者が学生  
に「法と経済学」の専門的  
トレーニングを実施するこ  
とが常識となっている。  
日本では、このような  
連携努力は立ち遅れてい  
るが、近年、徐々に活況  
を呈し、定  
期借家権の  
導入や解雇  
法制の改革などは、法  
律家と経済学者の率直な  
意見交換がなされて、法  
政策形成に大きな影響を  
与えた。このように「法  
と経済学」の進展は社会  
貢献の観点からも、大変  
重要である。  
本稿では、「法と経済  
学」とは何か、またその  
意義を考察するため、「法  
と経済学」に批判的な意  
見について検討したい。

「法と経済学」に期待するの  
ミクロ経済学の基本定理  
を前提にした議論を行う  
ことが多い。しかし、効  
率的資源配分が、なら  
分配の公平性を意味せ  
ず、社会的に不平等な資  
源配分を生んでいること  
は初歩的常識である。  
そこで経済学者は、公  
本定理が成立するためには、  
取引費用の不在、人  
間の合理性という二つの  
間の合理性と二つの  
大きな前提が必要であ  
る。以上の二大前提が欠  
けているとすれば、ど  
のような事態が生じる  
であろうか。  
ここでは、人間の合理  
性の前提が成立しない場  
合を考えてみよう。この  
場合、たとえ事前に当事  
者が自発的に望み、事前  
の効率的な資源配分を  
あつても、事後的には著  
しく非人道的な偏見を生  
じることは珍しくない。  
様々な契約において、我  
々は常に十分な専門的知  
識や情報を持っているわ  
けではない。また、労働  
契約や借地・借家契約の  
ような長期の契約では、  
契約期間中に予期しない  
事情の変化が生じ、契約  
順守が困難になったり、  
契約内容への疑義が生じ  
る可能性が高い。  
そこで、個人の合理性  
を前提とするのではなく、  
合理性の限界を考慮し、  
に入れた上で適正な交渉  
を可能にする法規制を定  
め、紛争が生じた場合に  
司法的対応を行うことが  
必要とされ、それが、法  
による正義・公平の表現  
を意味すると解すること  
ができるのではないかと  
思うのである。

「事前の設計」  
法学でも必要  
「法と経済学」は、米  
国では半世紀近くの研究  
史を持つ。当初は、法規制  
の緩和を主目的とする保  
守イデオロギーの性格が  
顕著であったものの、多  
様な議論の蓄積を経て  
現在では、より価値中立  
的な法の社会科学的分析  
として位置づけられ、法  
学全体に強い影響力を及  
ぼしている。この結果、  
米国の主要なロースクー  
ルでは、経済学者が学生  
に「法と経済学」の専門的  
トレーニングを実施するこ  
とが常識となっている。  
日本では、このような  
連携努力は立ち遅れてい  
るが、近年、徐々に活況  
を呈し、定  
期借家権の  
導入や解雇  
法制の改革などは、法  
律家と経済学者の率直な  
意見交換がなされて、法  
政策形成に大きな影響を  
与えた。このように「法  
と経済学」の進展は社会  
貢献の観点からも、大変  
重要である。  
本稿では、「法と経済  
学」とは何か、またその  
意義を考察するため、「法  
と経済学」に批判的な意  
見について検討したい。

## 政策形成に影響大 「人の合理性」の限界考察



常木 淳  
大阪大学社会経済研究所員

「法と経済学」に期待するの  
ミクロ経済学の基本定理  
を前提にした議論を行う  
ことが多い。しかし、効  
率的資源配分が、なら  
分配の公平性を意味せ  
ず、社会的に不平等な資  
源配分を生んでいること  
は初歩的常識である。  
そこで経済学者は、公  
本定理が成立するためには、  
取引費用の不在、人  
間の合理性という二つの  
間の合理性と二つの  
大きな前提が必要であ  
る。以上の二大前提が欠  
けているとすれば、ど  
のような事態が生じる  
であろうか。  
ここでは、人間の合理  
性の前提が成立しない場  
合を考えてみよう。この  
場合、たとえ事前に当事  
者が自発的に望み、事前  
の効率的な資源配分を  
あつても、事後的には著  
しく非人道的な偏見を生  
じることは珍しくない。  
様々な契約において、我  
々は常に十分な専門的知  
識や情報を持っているわ  
けではない。また、労働  
契約や借地・借家契約の  
ような長期の契約では、  
契約期間中に予期しない  
事情の変化が生じ、契約  
順守が困難になったり、  
契約内容への疑義が生じ  
る可能性が高い。  
そこで、個人の合理性  
を前提とするのではなく、  
合理性の限界を考慮し、  
に入れた上で適正な交渉  
を可能にする法規制を定  
め、紛争が生じた場合に  
司法的対応を行うことが  
必要とされ、それが、法  
による正義・公平の表現  
を意味すると解すること  
ができるのではないかと  
思うのである。

つねき・あつし 59年  
生まれ。東京大卒、アリ  
ティシニコロニア大  
博士。専門は公共経済学

「法と経済学」は、社会的なルールの変更が社会全体にどのような変化をもたらすかという「事前の問題」を体系的に分析する。その際、効率性が主な基準になるが、対象は所得分配といった問題に限らず、正義の問題であっても、経済学的な発想で分析することは可能である。

### 事後の問題を 法学では重視

「法と経済学」とは、法・慣習などの社会的なルールを、主にミクロ経済学の道具を用いて分析する学問である。法と経済学の数十年の研究の蓄積は、既存の法体系の機能の解明や、望ましい法体系を明らかにする点で有用であることを証明してきた。にもかかわらず、

で主要な議論が完結する。経済学と異なり、基本的な権利の尊重や弱者保護など様々な価値観がぶつかりあっている。筆者は、この考え方が、筆者の考え方が本質的に違っているのではないかと考えている。経済学が効率性を重視するのは、経済学が事前の問題を体系的に分析する学問であることを結果で、法学が正義を重視するのは事後の問題を事前の問題と同様に重視する結果



## 経済教室

日本の法学においては、体系的な法と経済学の教育・研究は十分には浸透していない。

この原因を、新しい学問・分析道具を受け入れようとしない守旧派の法学者の怠慢のせいにするのは簡単である。しかし筆者はこの認識は正しくないと考えている。経済学に不慣れ、公正や正義の観点から、あるいは経済効率性を重視する経済学に嫌悪感を抱いている一部法学者に対して、法と経済学の有用性を伝え、工夫が研究者に不足していたためである。

## 法と経済学

>>中

# 「事前問題」体系的に分析

## 「正義」の扱い可能

### 効率性分析に比較優位

にすぎない。

判例ないしルールの変更に関する事前・事後の問題とは何を指すのかを整理するために、架空のA国を例として考えてみる。A国は混雑した公共空間で喫煙し、その灰が近くにいる子供に目に入ってしまった。この親が甲に対して不法行為に基づいて損害賠償を請求する。A国の(類似)事件で、従来は甲が賠償責任を負うという結果が予想可能であった。ある日甲は過失(あるいは甲に過失はない)との理由で、被告は賠償責任を負わないとされた。

この裁判で実質的に判例を変更して、過失を評価するのが事前の問題で、見可能性を認めて甲に賠償責任を命じるルールにある。このルールの変更は喫煙者には苦痛である。喫煙者本人や近親者の子供が被害者になる可能性がある。無神経な喫煙者が減って子供の不安が軽減される利益が、喫煙を控える不利益を上回れば、社会全体としてはプラスになる。事前の問題を考えたとき、このルールの変更は甲が有利なルールの下では売り手が多く現れ、結果的に人身売買を促進することになる。法と経済学の分析の多くがルールの効率性を議論してきたが、これは法と経済学が効率性の分析にしか役に立たないことを意味しない。この分野の学者が効率性を正義よりも重視していることも意味しない。法と経済学が、事前の問題を考慮して

### 事後問題評価 公正が基準に

事後の問題だけを考えた場合、ルールの変更は、甲から乙への所得の移転をもたらしただけで、一方が得すれば他方が必ず損をするゼロサムの構造

松村 敏弘

東京大学助教授



これは、普通の「労働契約」と「借金」の形を取っているものの、実質的には人身売買であり、人身売買を認めないという問題に焦点を絞ると、体系的に分析してきた学問である。法と経済学が伝統的に効率性を重視してきたのは、事後では扱えない問題を重視してきたことの結果である。

事前の問題の分析における主な評価基準が効率性であるとしても、正義の問題を取り扱えないわけでもない。重要なのは、経済学的な発想で、仮に返す義務があるとされた従来のルールが、一九五五年の最高裁判決によって変更され、借金の契約も無効とされた。このルールの変更は、事後的に

見れば乙が甲への所得でも事前の問題は重要であり、事前の問題を体系的に扱う法と経済学は、正義の問題の分析にも威力を発揮する。価値基準が与えられた下で、どのルールの体系がその価値観を満たすかを事前の問題から分析することは重要であり、法と経済学はこの問題の解明に有用である。

この判例が出た当時、一部の法学者は「売り手が有利なルールの下では売り手が多く現れ、結果的に人身売買を促進することになる。法と経済学の分析の多くがルールの効率性を議論してきたが、これは法と経済学が効率性の分析にしか役に立たないことを意味しない。この分野の学者が効率性を正義よりも重視していることも意味しない。法と経済学が、事前の問題を考慮して

まつむら・としひろ 55年生まれ。東京大学、同博士。専門は産業組織

経済活動に関連する日本の法制度は大きく変化しつつあるが、どのような法改正を行うべきかを検討する際、経済学による分析が有効である。また経済活動を活性化するため足かせになりかねないリーガル法(リスクを、予測可能性を高めることで抑制する必要がある)の

### 間接的影響も考慮に入れよ

近年、経済活動に関する日本の法制度は大きく変わりつつある。商法は次々と改正が行われ、現代化に伴う大改正も予定されている。信託法では八十二年ぶりの大改正が行われ、会社更生法などの破たん法制も整備・改正された。そのほかにも、職務発明に関する



### 経済教室

特許法の規定が改正されるなど、数多くの法改正が行われている。これらの法改正は経済活動や国民にどのような影響を与えるのだろうか。また、今後のような形で法制度を整えていくのが望ましいのだろうか。これらの問題に答える

### 法と経済学

>>下

法律に対する経済学による分析が極めて有効である。経済理論を用いた分析を行うことにより、法制度の变化が経済活動に与える影響がより明確になるからである。法律問題を経済学で分析するメリットのひとつ

# 法改正の影響分析に有効

は、間接的な影響を分析しやすいためである。特に、経済関連法の場、法律が直接対象とした事象以外

を考えた際には、このように間接的な影響をも考慮に入れる必要がある。しかし、このような間接効果があるのか、それがどの程度のインパクトをもつのかを予測することは、検討しにくいことである。経済活動は企業行動や消費者行動が複雑に影響しあっているため、間接的な影響もかなり複雑になるからである。

## 制度改善の武器に

### リーガルリスクの抑制も

たえば、会社分割に理論は抽象化されたモデル

経済学の理論モデルによる分析を行えば、債権者や従業員、会社の意思決定や対応が複雑に絡み合った結果、最終的にどのような影響が生じるのかについて、かなり見通しのできる。

一般に経済学の分析に用いた法律に関する実証分析も重要である。日本では、多くの場合、法改正の際にはその影響や判断の観点から考慮される。経済理論モデルを用いた分析は有用なものである。もちろん、経済

よって、どのような新業態を開発すべきか、つまり従業員、会社の意思決定や対応が複雑に絡み合った結果、最終的にどのような影響が生じるのかについて、かなり見通しのできる。

経済理論だけでは、計量経済学的手法を用いた法律に関する実証分析も重要である。日本では、多くの場合、法改正の際にはその影響や判断の観点から考慮される。経済理論モデルを用いた分析は有用なものである。もちろん、経済

### 柳川 範之

東京大学助教授



としよう。極端な例として五〇%の確率でAに全部を、残り五〇%の確率でBに全部を与えたりする。そのために、ガイドラインの設定など、当事者に判断材料を提供し予測可能性を高めるような方策が今後一層求められる。また、投資する側としては、リーガルリスクの可能性も明示的に織り込んだ投資判断が重要となるだろう。

ここで重要なことは、本間に裁判所がこのような行動をしながらも、当事者が裁判所の判断に対してあまり正確な予測を立てないという予想を立てれば、安全資産が危険資産に変化してしまうという点である。

法律であれば、判例の積み重ねがあり、様々な解釈論も出ているために、判決の予測可能性は高いだろう。しかし、新しい法律や判例が書かれていない法律については、判断材料が乏しく、大きなリスクがある。たとえば、証券化にあたってはオリジネーター(原資産保有者)の倒産リスクをいかに隔離するかが重要な点である。このように、法律がマクロ経済活動にどのような影響を与えるかについての分析も重要性を増してきている。

### 予測可能性を高める策必要

この点を、簡単な例を用いて考えてみよう。たとえば必ず百の収益を生み出す極めて安全な投資機会があったとしよう。この投資機会にA、Bの二人が投資し、百の収益を分けることにしたとする。ただし、両者間の分配の仕方については裁判所が介入し、その判断には不確実性が存在する。このようにリーガル

やながわのりゆき 63年生まれ。東京大学院修了、経済学博士。専門は契約理論